

平成 1 1 年 1 0 月 1 日 制定

平成 2 7 年 7 月 2 1 日 一部改正

平成 2 9 年 1 月 2 5 日 一部改正

会議の公開に関する指針

この指針は、交野市の情報公開制度の基本理念に基づき、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方を示したものである。

1 目的

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を市民に明らかにし、審議会等のより公平な運営の確保に資するとともに、市民参加による市政の推進に寄与することを目的とする。

2 対象

この指針の対象とする審議会等は、市民、学識経験者等で構成され、法令、条例、規則または要綱の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された機関（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。

ただし、審議会等の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、交野市情報公開条例第 8 条又は第 1 0 条の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

4 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことと決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、市民に傍聴を認めるものとする。
- (2) 審議会等は、傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員を定めることができる。

- (3) 定員の決定に当たっては、会議公開の実施目的及び会議室等の広さ等を考慮して決定すること。ただし、市民の関心が高い審議内容等については、「会議の公開」の目的をふまえ、出来る限り多くの市民が傍聴できるよう努めること。
- (4) 審議会等の長は、会議を円滑に運営するため会場の秩序維持に努めるものとする。
- (5) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち情報公開条例第 8 条又は第 10 条の規定に該当する情報が記載されているものを除く。
- (6) 審議会等の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

6 会議開催の周知

- (1) 審議会等の所管部署は、会議を開催するに当たっては、公開・非公開に関わらず、会議の開催に関する届出書（様式第 1 号）を情報公開コーナー（総務課）に提出し、公開の会議については、市ホームページへの掲載等の方法により、会議開催予定日の 1 週間前までに会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。
- (2) 会議開催のホームページ等での周知に当たっては、会議名、議題、会議の開催日時及び場所、傍聴者の定員、傍聴手続き、所管部署の名称等を明記するものとする。

7 会議録の作成

- (1) 審議会等の所管部署は、公開・非公開に関わらず、会議終了後速やかに会議録を作成し、公開を行った会議については、可能な限りこれを公開しなければならない。
- (2) 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ① 会議の名称
 - ② 会議の開催日時及び場所
 - ③ 案件名
 - ④ 審議内容
 - ⑤ 決定事項
 - ⑥ 傍聴者数
 - ⑦ 所管部署の名称

8 公表

審議会等は、会議の結果について、市ホームページへの掲載及び情報公開コーナーへの会議録の提供等により公表に努めるものとする。